

中小企業の皆さまへ

信用 保証

つかえる ブック

保証のしくみ編



福岡県信用保証協会

信用保証 つかえるブック

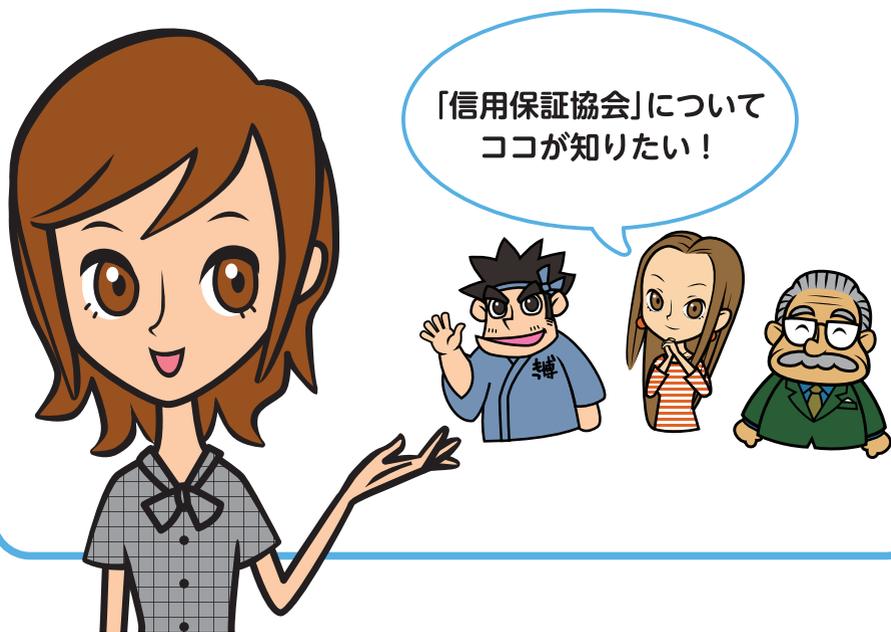
〈保証のしくみ編〉

本書は、中小企業経営者の皆さまに、信用保証を有効に活用していただくための「てびき」です。

私たち福岡県信用保証協会は、みなさまに「これは **つかえる!**」
と言っていただけの信用保証を目指しています。

「本書」では、私たち信用保証協会の役割としくみ、ご利用に際しての手続き、さまざまな保証制度の概要などをわかりやすくまとめました。

どうぞ本書を手にも、お気軽に窓口・お電話にてご相談ください。



目次

金融機関から借入をする前に	03・04
福岡県信用保証協会って、どんなところ？	05・06
信用保証協会を利用するメリットは？	07・08
どんな人が利用できるの？	09・10
保証申込の手続きは？	11・12
手続きに必要な書類・費用は？	13・14
「信用保証料」って、どのくらいかかるの？	15・16
「責任共有制度」って、何？	17・18
どんな保証制度があるの？	19・20
小規模・零細企業の方へ	21・22
長く借りたい方へ、少しの間だけ借りたい方へ	23・24
資金繰りの安定を図りたい方へ「セーフティネット保証」	25・26
売掛金や在庫を使って資金調達をしたい方へ「流動資産担保融資保証制度(ABL)」	27・28
大口の資金調達をお考えの方へ「特定社債保証制度」	29・30
事業承継をお考えの方へ	31・32
複数借入を一本にまとめたい方へ	33・34
専門家による経営支援を必要とする方へ	35・36
万が一や将来の不安に備えておきたい方へ「団体信用生命保険」	37・38
最寄りの相談窓口のご案内	39・40

金融機関から借入をする前に

これから借入をする際、何を準備したらいいかなど、わからないことがたくさんあると思います。

借入にあたっては、まず事前にしっかり情報収集を行い、資金使途や返済計画をきちんと立てることが大切です！



「美容室を始めたいんだけど、借入とか事業計画についての相談って、どこでできるの？」



「そろそろもう1軒、店を出したいんだよね。いまの店もちょっと改装したいし…。借入って初めてなんだけど、銀行に行ったらいいのかな？」



「不況で資金繰りが厳しいね。取引先が倒産するし、従業員のボーナスも払わなきゃならんしねー。低金利で借入できればいいんだがね…。」

借入をする際、まずは何に使いたいのか、**使いみち(資金使途)**をハッキリさせましょう。

借りたお金は、かならず返済しなければなりません。将来の事を考え、どのようにして返済するのかという「**返済計画**」をしっかり立てましょう。

借入に際しては、お取引のある金融機関や商工会議所・商工会の指導員、顧問税理士など専門家ともよく相談しましょう。

もちろん、**福岡県信用保証協会**でもお客さまが金融機関から借入する際のご相談をお受けしています。

お客さまのニーズに応じた保証制度なども、ご紹介させていただきます。



福岡県信用保証協会って、どんなところ？



Q

信用保証協会は中小企業と金融機関との「かけ橋」の役目を果たしているってよく聞くけど、どういうことなの？

「信用保証協会」は信用保証協会法に基づいて設立された認可法人です。全国の都道府県に51の信用保証協会があります。

平成30年12月末現在、約124万社の中小企業の皆さまにご利用いただいております。**保証債務残高**^{※1}は約21兆円となっています。

福岡県信用保証協会は、設立(昭和24年)以来、約70年間にわたり、福岡県内の中小企業の皆さまが金融機関から融資を受ける際に“公的な保証人”となり、事業の発展をサポートしています。

平成30年12月末現在、福岡県内の中小企業者13万5千社のうち、約5万9千社(約44%)の皆さまからご利用をいただいております。また、保証債務残高は7,600億円余となっています。

※1「保証債務残高」

保証をご利用いただいている金額のことです。

A

「信用保証協会」とは、中小企業の皆さまが金融機関から事業に必要な借入をする際に『公的な保証人』となって、中小企業の皆さまがスムーズに資金調達できるようサポートを行う『公的機関』です。



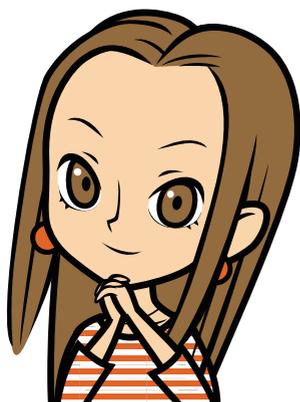
利用企業

約59,000社

保証債務残高

約7,665億円

信用保証協会を利用するメリットは？



Q

信用保証協会のことは少しわかったけど、実際に利用すると、どんなメリットがあるの？



ほかにもこんなメリットがあります。

●借入がスムーズになります！

公的な機関である信用保証協会が皆さまの保証人となることから、金融機関は安心して融資を行ってくれます。そのため、借入がよりスムーズになります。

●融資枠を広げることができます！

金融機関独自の融資と信用保証協会の保証付融資を上手く活用することで、融資枠の拡大を図ることができます。

A

信用保証協会をご利用いただく場合、次のようなメリットがあります。

- まず、原則として、**※2** **第三者保証人**や**不動産担保**がなくてもご利用いただけます。

福岡県信用保証協会では、担保や保証人に過度に依存しない支援に取り組んでいます。そのため連帯保証人は、法人の場合は「原則 代表者以外の保証人不要」、個人事業主の場合は「原則 不要」となっています。また、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、一定の要件を満たされる場合、代表者の保証を不要とすることもできます。

- さらに、**※3** **固定かつ低金利の自治体融資制度**をご利用いただけます。

福岡県信用保証協会では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市などの、利用しやすい融資制度を取り扱っています。

詳しくは、福岡県信用保証協会ホームページをご覧ください。

福岡県信用保証協会

検索



<http://www.fukuoka-cgc.or.jp/>



※2「第三者保証人」

経営者本人以外の保証人。

※3「自治体融資制度」

都道府県や市区町村などの地方自治体が、信用保証協会と協力して、中小企業への融資を支援・促進している仕組み。信用保証協会による保証に加えて、地方自治体が、融資の斡旋や利子補給、保証料補助をしてくれます。

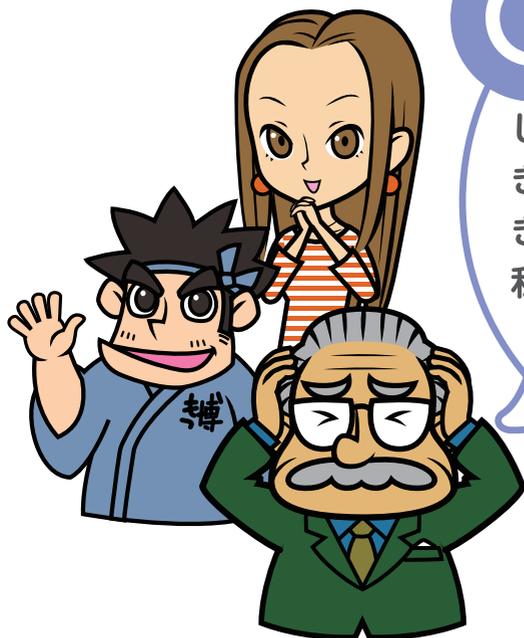
※不動産担保については、状況によってお願いする場合があります。



どんな人が利用できるの？

Q

しくみやメリットはわかってきたけど、どんな人が利用できるの？
私たちは利用できるのかな??



ご利用いただける中小企業についてご説明します。

【企業規模】

企業規模は主に以下の資本金要件・従業員要件のどちらかに該当する企業が対象となります。

業種	資本金	従業員
製造業等*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

*「建設業」「運送業」を含む。

※特定非営利活動法人(NPO法人)は、従業員要件を満たせば対象となります。(ただし、一部ご利用できない制度もあります)詳しくは窓口までお問い合わせください。

A

福岡県内に事業所または営業所があり、事業を営んでいる**中小企業**の方であれば、ご利用いただけます。

(法人・個人事業主どちらもご利用いただけます)

また、これから福岡県内で事業を始める**創業者**の方も、ご利用いただけます。

詳しくは、「つかえるブック
〈創業編〉」をご覧ください。



【業種】

農業、林業、漁業、金融業、その他の非対象業種(政治・経済・文化団体、宗教法人など)を除く業種は原則として全てご利用いただけます。

【許認可等】

許認可等を要する業種は許認可等を受けている必要があります。

【資金使途】

資金使途は中小企業の皆さまの事業の発展・継続に必要な運転・設備資金です。生活資金、住宅資金、投機資金など、事業に直接使用されない資金についてはご利用いただけません。

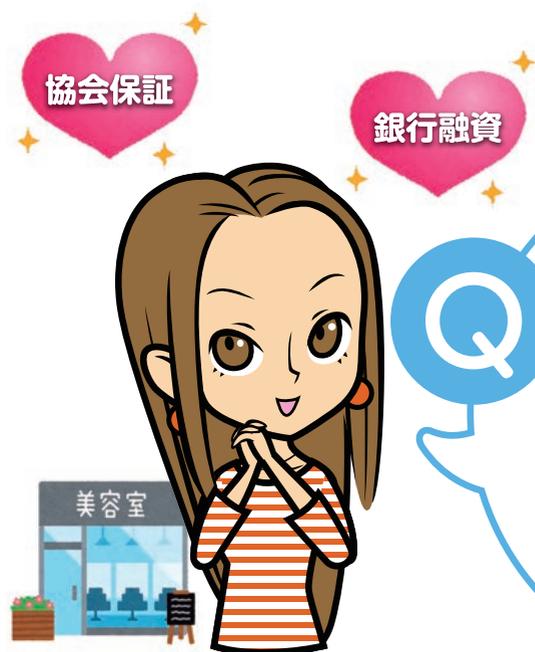
【保証利用限度額】

【一般保証】 個人・法人 2億8,000万円 / 組合等 4億8,000万円

【特別保証】 上記の一般保証とは別枠で、国が定める特別保証制度を利用することができます。

※保証利用の詳細な条件については、窓口までお問い合わせください。

保証申込の手続きは？



さっそく申込みたいと思っているんですけど、融資が受けられるまでの流れは、どうなっているの？



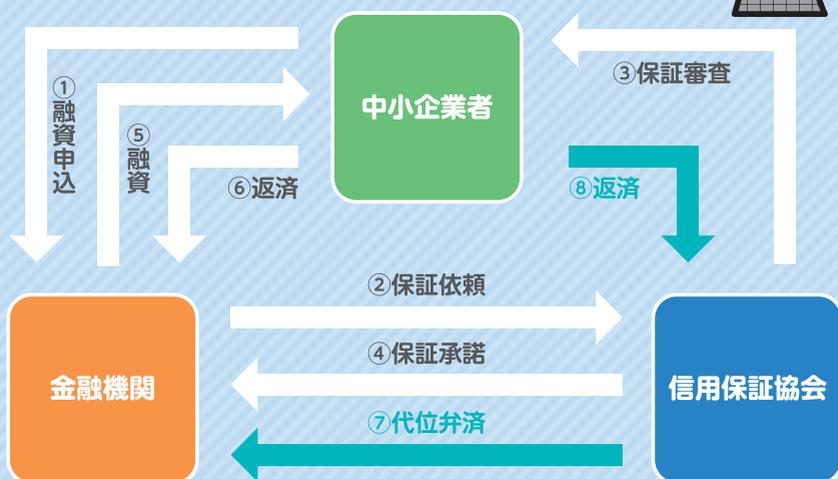
保証申込の手続きをフロー図にてご説明します。

- ①お申込手続は、一般的には中小企業の皆さまが取引のある金融機関にて、保証付き融資のお申込を行っていただきます。
- ②金融機関において審査が行われた後、金融機関より保証の依頼が行われます。
- ③信用保証協会は保証申込を受付した後、審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ④申込案件について、保証決定がなされた場合は、金融機関に「信用保証書」を発行します。
- ⑤金融機関において、「信用保証書」に基づいて融資手続が行われます。
- ⑥融資条件に基づいて、借入金を金融機関に返済していただきます。
- ⑦万が一、お客さまの事情により借入金の返済ができなくなった場合は、信用保証協会がお客さまに代わって借入金の立て替え払い(代位弁済)を行います。
- ⑧その後、お客さまは信用保証協会に直接、残額を返済していただきます。

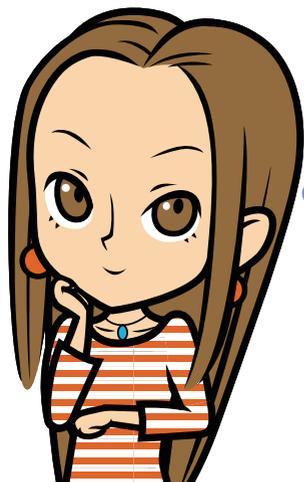
A

保証のお申込は、県内に本・支店のあるほとんどの**金融機関**（銀行、信用金庫、信用組合等）で、受付しています。

一部の融資制度については、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、県、市町村の商工担当窓口で受付しています。



手続きに必要な書類・費用は？



Q

保証の申込みには、
どんな手続きや書類が
必要なの？
それに費用はどれくら
いかかるのかしら？

A

保証に際して、信用保証協会
が中小企業の皆さまからいた
だくのは「信用保証料」のみで
す。保証のご利用にあたっては、
信用保証料以外一切必要あり
ません。

※保証申込後、実際に融資を受ける際には、利息や契約締
結時の印紙代、印鑑証明書代など融資手続に必要な費用
がかかります。

A

県内の金融機関や、商工会議所・商工会に備えてある「信用保証委託申込書」、「信用保証委託契約書」、「個人情報の取扱いに関する同意書」に必要事項を記入して、お申込ください。

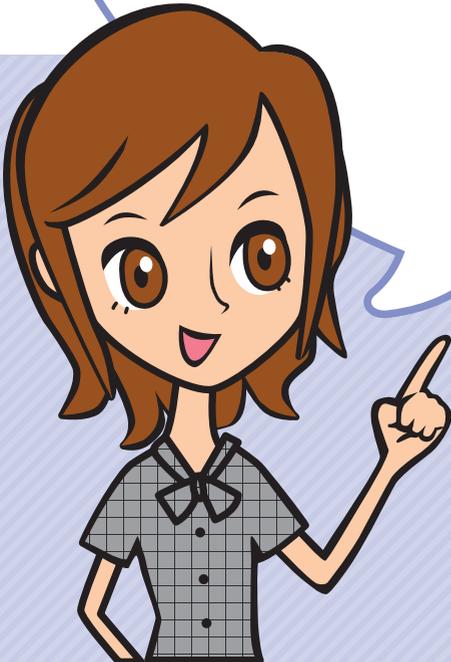
添付書類として必要となる主な書類

・決算書(個人事業主の場合は確定申告書)	
・印鑑証明書(写し)	
・商業登記簿謄本、定款(写し)	※法人の場合
・許認可書(写し)	※許認可を要する事業を営んでいる場合
・見積書	※設備資金の申込の場合
・納税証明書	※自治体融資制度などを利用する場合

※審査に応じて必要な書類(帳簿・通帳・事業計画書など)をお願いすることもあります。
※その他、融資にあたっては金融機関が指定する書類をご準備ください。

手数料

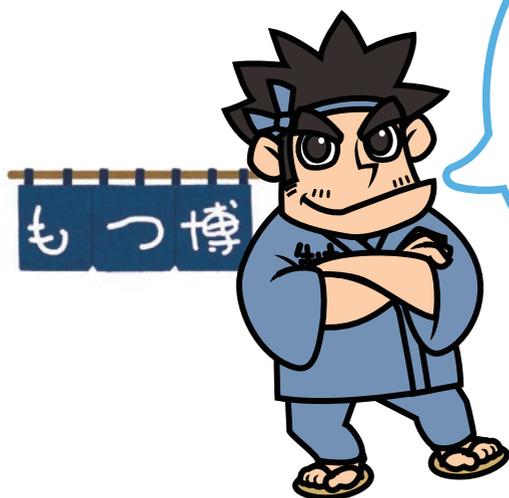
0 円



「信用保証料」って、どのくらいかかるの？

Q

「信用保証料」って、どのくらいかかるのかな？
それと、どうやって計算されるの？



信用保証料率が一目でわかる一覧です。

(表1)
信用保証料率

(単位: %)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

(表2)
分割返済回数別係数

分割返済回数	2回以上 6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

A

- ・信用保証料は、借入金額、信用保証料率、保証期間、分割返済回数によって決まります。
- ・信用保証料率は、中小企業の皆さまの経営状況に応じて1～9区分の料率(表1)が適用されます。

・信用保証料率の決定まで

- (1) 信用保証料率は、原則として、直近2期分の決算書または確定申告書をもとに9段階(表1)に区分されます。
- (2) 「担保の提供」や「会計参与設置会社」に係る割引制度が適用される場合は、最大0.2%割引されます。
- (3) 「自治体融資制度」や「金融機関との提携保証」などでは、信用保証料率が通常より低いものがあります。

※「決算書」及び「確定申告書」の申告期が到来すると、その財務状況に応じて信用保証料率が変わることがあります。



具体的な保証料計算例 (責任共有保証料率⑤区分適用の場合)

①一括返済条件の計算式

信用保証料=借入金額×保証期間×信用保証料率



(例) 1,000万円(借入金額) × (6ヶ月 ÷ 12ヶ月)
(保証期間) × 年1.15%(信用保証料率)
=57,500円(信用保証料)

②分割返済条件の計算式

信用保証料=借入金額×保証期間×信用保証料率×分割返済回数別係数(表2)



(例) 借入金額600万円、信用保証料率年1.15%、保証期間60ヶ月
返済方法:貸付日より1ヶ月ごとに毎月10万円(60回払い)
600万円(借入金額) × (60ヶ月 ÷ 12ヶ月)(分割返済期間) ×
年1.15%(信用保証料率) × 0.55(分割返済回数別係数)
=189,750円(信用保証料)

「責任共有制度」って、何？

Q

取引のある銀行員の方から「責任共有制度」って言葉を聞いたことがあるけど、これはどんな制度なの？



責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

部分保証方式

【保証時点】

80%
保証部分

20%
非保証部分

【代位弁済時】

80%
信用保証協会からの
代位弁済額

20%
金融機関
負担部分

80%部分は信用保証協会が代位弁済。20%部分は金融機関負担。

負担金方式

【保証時点】

100%保証

【代位弁済時】

100%
信用保証協会からの代位弁済額

20%負担金

100%信用保証協会が代位弁済を行うが、事後で金融機関が20%相当の負担金を信用保証協会に支払う。

A

以前は融資金額の100%を信用保証協会が保証していましたが、「責任共有制度」の導入により、金融機関が20%相当、責任を共有することとなりました。

「責任共有制度」は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆さまを支援することを目指すものです。

具体的な事例で説明すると、ある中小企業者が保証付き融資を1,000万円借入し、返済不能となった場合、以前は残額1,000万円を全て信用保証協会が金融機関に対し立て替え払い(代位弁済)していましたが、新たに制定された「責任共有制度」の導入により、20%(200万円)相当を金融機関が負担することとなりました。



「責任共有制度」導入による 中小企業者への影響について

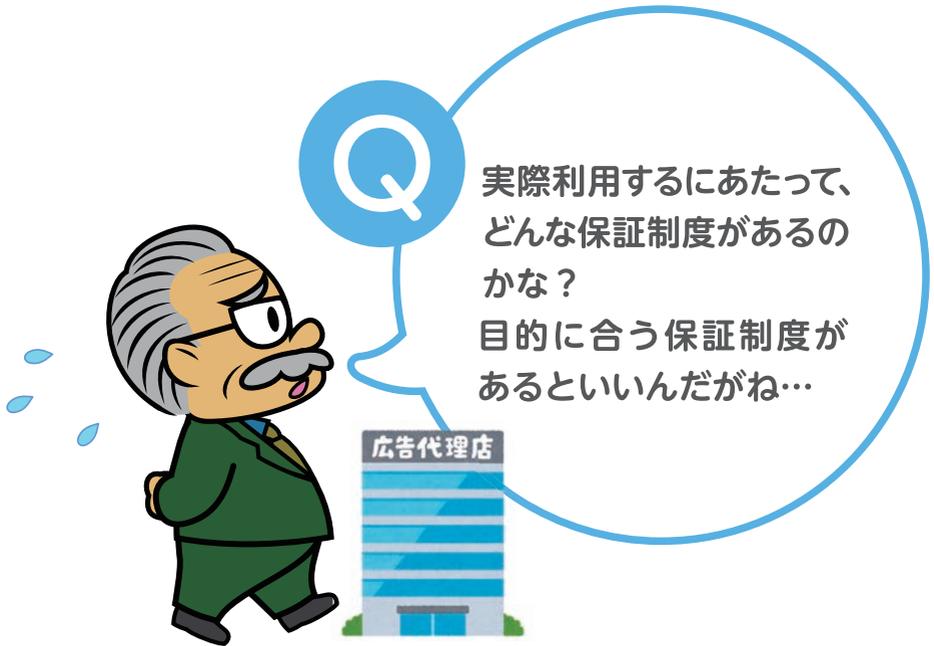
責任共有制度導入後も、保証利用にあたっての申込み手続や融資実行後の返済方法については変更ありませんが、金融機関が責任を一部共有することから、金融機関の融資姿勢などへの影響が懸念されます。

そのため、「小口零細企業保証制度(本書21・22ページ)」「セーフティネット保証(1~4、6号)(本書25・26ページ)」など引き続き融資金額の100%を保証する制度もあります。

詳しくは最寄りの窓口までご相談ください。



どんな保証制度があるの？



主な保証制度をご紹介します。

- 自治体融資制度
- これから創業(開業)をする方、創業して間もない方のための「創業関連保証制度」(「つかえるブック〈創業編〉」をご覧ください)
- 小規模・零細企業向けの「小口零細企業保証制度」(本書21・22ページ)
- 経営、資金繰り安定を図るための「経営安定関連(セーフティネット)保証制度」(本書25・26ページ)
- 売掛金や在庫を活用して資金調達を図る「流動資産担保融資保証制度(ABL)」(本書27・28ページ)
- 大口のまとまった資金調達ができる「特定社債保証制度」(本書29・30ページ)

A

福岡県信用保証協会では、中小企業の皆さまの多様なニーズにお応えするため、さまざまな保証制度をご用意しています。

詳しい制度の内容については最寄りの窓口までお問い合わせください。

また、福岡県信用保証協会ホームページでもご案内していますので、ぜひご覧ください。



福岡県信用保証協会

検索

<http://www.fukuoka-cgc.or.jp/>



- 新たな事業を展開する「経営革新関連保証制度」
- 金融機関との提携保証制度
- 海外へ展開するための保証制度
- 事業承継するための保証制度
- 環境関連の保証制度
- 事業者カードローンや当座貸越根保証制度
(本書23・24ページ)

以上のような、さまざまな保証制度をご用意しています。どうぞ、最寄りの金融機関、信用保証協会の窓口でお気軽にご相談ください。



小規模・零細企業の方へ



Q

うちみたいな家族経営の小さな事業者にも、金融機関は融資してくれるのかなあ…
何かいい制度はないの？



対象となる企業規模についてご説明します。

常時使用する従業員数が**20人**(商業またはサービス業^{*}を主たる事業とする方は**5人**)以下の法人または個人事業主で、信用保証協会の対象となる事業を営んでいる小規模事業者の方。既存の保証付き借入残高を含めて**2,000万円**の範囲でご利用いただけます。

*サービス業のうち、「娯楽業」「宿泊業」については常時使用する従業員が20人以下となります。

A

ぜひ「**小口零細企業保証**」をご活用ください。

この制度は金融環境変化の影響を受けやすい小規模・零細企業の方を対象とした制度です。

融資金額の100%を信用保証協会が保証します。

※4
(責任共有制度の対象外)



●主な保証制度

①小口零細企業保証

保証限度額	: 2,000万円以内(既存の保証付き借入残高を含む)
保証期間	: 10年以内(据置1年以内)
融資利率	: 金融機関所定利率
信用保証料率	: 年0.50%~2.20%(一部割引制度あり)※5

②福岡県小規模事業者振興資金(小口零細企業保証型)

保証限度額	: 2,000万円以内(既存の保証付き借入残高を含む)
保証期間	: 10年以内(据置2年以内)
融資利率	: 年1.40%
信用保証料率	: 年0.50%~1.75%(一部割引制度あり)

他にも、福岡市、北九州市、久留米市などの利用しやすい融資制度を取り扱っています。

詳しくは福岡県信用保証協会ホームページをご覧ください。

※4「責任共有制度」

本書 17・18 ページを参照。

※5「割引制度について」

本書 15・16 ページを参照。



長く借りたい方へ、 少しの間だけ借りたい方へ



新たな設備投資を考えている
のだが、借入期間が長い保証
制度はないのかな？

それから、取引先の売掛金の
入金が少し遅れているので、
少しの間だけ借りられる制度
はないの？



借入期間別の主な制度についてご説明します。

●借入期間の長い制度

①一般保証

保証限度額	： 2億8,000万円以内
保証期間	： 20年以内
融資利率	： 金融機関所定利率
信用保証料率	： 年0.45%～1.90%(割引制度あり)

②福岡県長期経営安定資金

保証限度額	： 1億円以内
保証期間	： 10年以内(据置2年以内)
融資利率	： 5年以内は年1.50%、5年超は設備資金が年1.60%、運転資金は年1.80%
信用保証料率	： 年0.45%～1.77%(割引制度あり)

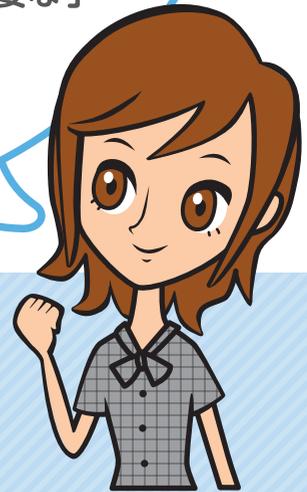
他にも、福岡市、北九州市、久留米市などの利用しやすい融資制度を取り扱っています。

詳しくは福岡県信用保証協会ホームページをご覧ください。



A

福岡県信用保証協会はお客さまのニーズに合わせて、借入期間の短い制度から長期にわたる制度まで、各種取り揃えています。最長保証期間は、**20年**までとなっています。また、繰り返し借入をすることが想定されるお客さまは、**手形割引根保証や当座貸越根保証、事業者カードローン**をご利用いただくと、借入のたびに必要な手続き等が簡略化できます。



●借入期間の短い制度

①根保証(手形割引・手形貸付・電子記録債権割引)

保証限度額	2億8,000万円以内
保証期間	2年以内
融資金率	金融機関所定利率
信用保証料率	年0.39%~1.90%(割引制度あり)

②当座貸越根保証

保証限度額	100万円以上2億8,000万円以内
保証期間	1年または2年(更新可能)
融資金率	金融機関所定利率
信用保証料率	年0.39%~1.62%(割引制度あり)

③事業者カードローン当座貸越根保証

保証限度額	100万円以上2,000万円以内
保証期間	1年または2年(更新可能)
融資金率	金融機関所定利率
信用保証料率	年0.39%~1.62%(割引制度あり)

「事業者カードローン」は、あらかじめ利用可能額となる借入枠を設定し、その範囲内であれば、原則として必要な時に必要な額を繰り返し、お借入いただける制度です。カードを利用するため、場所や時間の制約も少なくなっています。

資金繰りの安定を図りたい方へ

「経営安定関連(セーフティネット)保証」



Q

不況の影響や、取引先の1社が倒産して売上が減少しているし、資金繰りが厳しいんだよ。
金利や保証料率が低くて、資金繰りが安定する制度はないのかな？



「セーフティネット保証」の主な制度についてご説明します。

①経営安定関連保証

保証限度額： 2億8,000万円以内

保証期間： 10年以内(据置2年以内)

融資利率： 金融機関所定利率

信用保証料率： 年0.80%以内(割引制度あり)

※セーフティネット保証に係る認定書が必要となります。

A

「セーフティネット保証」をご活用ください。

本制度は、売上の減少や取引先の倒産など、さまざまな事情によって経営の安定に支障が生じている中小企業の方を対象とした制度です。

福岡県信用保証協会では、全国統一の経営安定関連保証のほか、固定かつ低金利の「自治体融資制度」を多数ご用意しています。

「セーフティネット保証」のご利用にあたっては、お客さまの事業所所在地を管轄する市町村長から認定を受ける必要があります。

認定書の申請手續については、市町村の商工担当窓口にお問い合わせください。

「セーフティネット保証」は、1号から8号まであり、各号それぞれに要件が定められています。このうち、1号から4号および6号にかかる保証については、責任共有制度対象外となっています。(融資金額の100%を信用保証協会が保証します)

※平成30年4月1日保証協会受付分から、セーフティネット5号が責任共有制度の対象になりました。



売掛金や在庫を使って 資金調達をしたい方へ

「流動資産担保融資保証制度 (ABL)」



Q

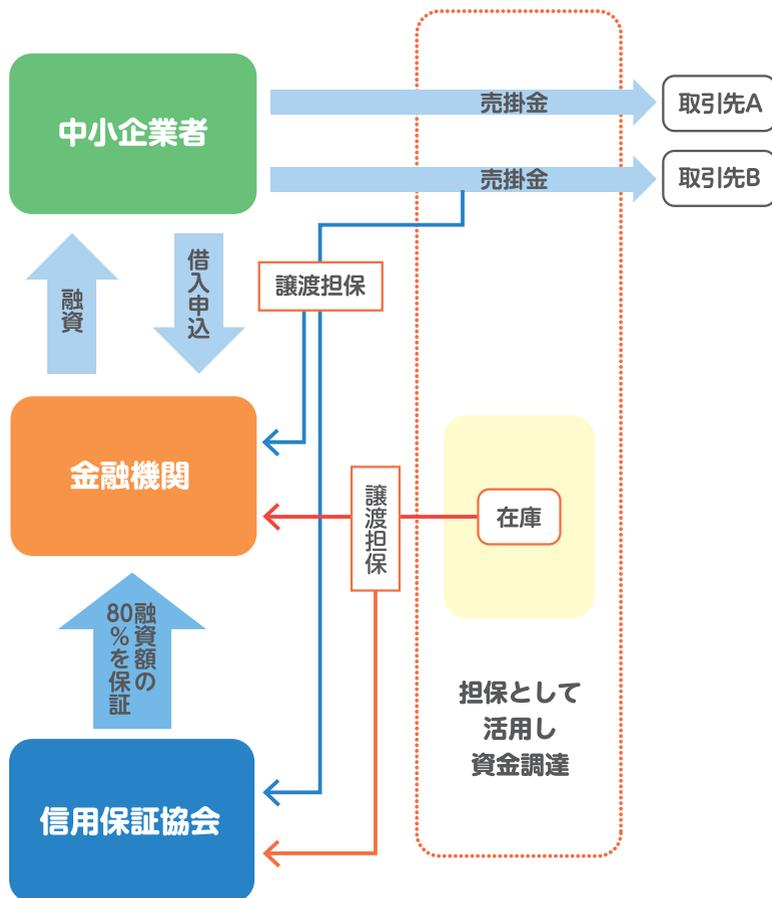
銀行に追加融資の相談に行ったら、**不動産担保等が無いと難しい**と言われたんだけど…
これといって**不動産は無いし**、**何かいい方法はないのかな？**

A

そのような場合は、「**流動資産担保融資保証制度(略称:ABL)**」があります。
本制度では、**自社で保有している在庫**や**取引先への売掛金**などを担保として有効活用し、**資金調達**をすることができます。



「流動資産担保融資保証制度 (ABL)」の概要図



流動資産担保融資保証制度 (ABL)

保証限度額 : 2億円以内(保証割合は融資金額の80%)

保証期間 : 根保証1年間・個別保証1年以内

融資利率 : 金融機関所定利率

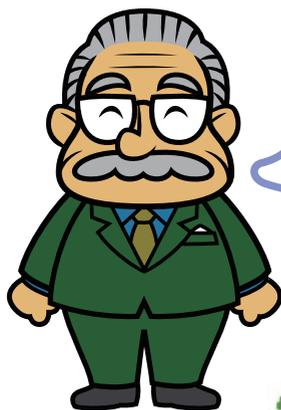
信用保証料率 : 年0.68%(割引制度あり)

大口の資金調達をお考えの方へ

「特定社債保証制度」

Q

会社の経営状況も順調！
会社の将来（株式上場）を見据えて社債発行を考えているんだけど、何かいい制度はないかな？



広告代理店



特定社債保証制度

保証限度額：4億5,000万円以内（保証割合80%のため、発行額は5億6,000万円以内）

保証期間：2年以上7年以内

融資利率：発行企業所定利率

信用保証料率：年0.45%～1.90%（割引制度あり）

特定社債保証制度の適債基準

項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件
①純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件
②自己資本比率	a 20%以上	a 20%以上	a 15%以上	ストック要件 (a.bのいずれか)
③純資産倍率	b 2.0倍以上	b 1.5倍以上	b 1.5倍以上	
④使用総資本事業利益率	c 10%以上	c 10%以上	c 5%以上	フロー要件 (c.dのいずれか)
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	d 2.0倍以上	d 1.5倍以上	d 1.0倍以上	

※基準(1)、(2)、(3)の①純資産額を満たし、②自己資本比率、③純資産倍率のいずれかを満たし、④使用総資本事業利益率、⑤インタレスト・カバレッジ・レシオのいずれかを満たす必要があります。

A

それでは、「特定社債保証制度」をご活用ください。

現在、株式上場している企業の多くは、その前段階として社債(私募債)を発行しています。

社債発行は、対外的な信用度向上に繋がりますし、株式上場へのステップアップとなります。

また、本制度は代表者が保証人となっていただく必要もありません。



特定社債(私募債)とは、企業が債券を発行し、それを投資家(本制度の場合は金融機関)が購入。企業はその資金を事業に運用し、所定の期限に利息を付けて投資家に返済するものです。

特定社債を発行するには、「適債基準」という財務基準をクリアしている必要があります。

そのため、特定社債を発行することは優良企業の証とみなされ、新聞等に掲載されることも多く、企業としての信用度や知名度の向上にもつながります。

事業承継をお考えの方へ



Q

そろそろ息子に会社を譲ろうと思うんだけど、株式取得などでまとまった資金が必要になりそうなんだ…何かいい方法はないかな。



ご利用いただける例をご紹介します。

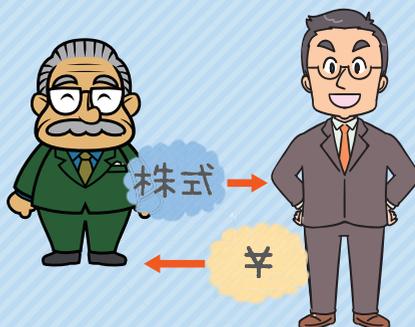
対象者の例

- 事業承継を行った会社
- 経営を承継した代表者個人
- 事業承継のために設立した持株会社
- 他社の買収 (M&A) を計画する会社

対象となる資金の例

- 株式取得資金
- 本社社屋の買収資金
- 退任する役員の退職金支払い資金
- 諸経費支払い資金

※ いずれも承継にかかる資金に限ります



A

事業承継時の多様な資金ニーズにも対応できるよう事業承継サポート保証「パートナー」などの保証制度をご用意しています。保証料の割引や保証限度額の引き上げなど、優遇を受けられるものもありますので、まずはご相談ください。



事業承継サポート保証「パートナー」

保証対象者：事業承継計画を策定している中小企業者

保証限度額：2億8,000万円以内

保証期間：20年以内(据置2年以内)

融資利率：金融機関所定利率

信用保証料率：年0.26%~1.70%(割引制度あり)

【国の定める認定を受けられた方がご利用できる制度】

事業承継にかかる保証制度

経営承継関連保証

特定経営承継関連保証

経営承継準備関連保証

特定経営承継準備関連保証

※通常の保証枠とは別枠でご利用いただける場合があります。

複数借入を一本にまとめたい方へ



Q

借入口数が多くて、資金管理がとっても面倒なんだ。それに、毎月の返済額が多くて大変！何とかすっきりまとめられないのかなあ…？



借入一本化の具体的な例についてご説明します。

現在の保証付借入状況			
当初借入額	当初借入期間	現在残高	毎月返済額
24,000千円	10年	4,800千円	200千円
10,000千円	5年	4,008千円	167千円
15,000千円	5年	8,000千円	250千円
18,000千円	5年	7,200千円	300千円
合計	—	①24,008千円	②917千円

借換後(借入期間10年)			
新規借入金額	借換額	純増額	毎月返済額
③30,000千円	①24,008千円	④5,992千円	⑤250千円

※④=③-①

※借換前の毎月返済額②917千円

借換後の毎月返済額⑤250千円

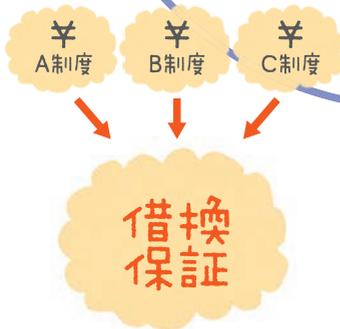
返済負担軽減額667千円=②-⑤

借換で一本化

A

そういう時は、「借換保証」を活用して資金繰りを安定させましょう。

お借入の制度に応じてまとめることで、新たな資金調達と資金繰りの安定（毎月の返済額の軽減）を図ることができます。



左記のように借入4口を1口にまとめて、10年間で借り換えすることで、毎月の返済額が667千円減少し、さらに約6,000千円の資金調達を行うことができます。

お客さまが現在借入している各制度には、借り換えできる保証制度とそうでないものがあります。

お客さまの借入状況にあったものをご案内いたしますので、お気軽に窓口にてご相談ください。

※お客さまの借入状況や財務状況、今後の事業の見通しによっては、借換や追加融資が受けられないこともあります。そのようなときには、既存の借入の返済条件を見直すこと（返済緩和の条件変更）により、資金繰りの改善を図ることもできます。

専門家による経営支援を必要とする方へ



Q

経営計画を作りたいけど、
誰かアドバイスをくれない
かな？
あと、複数の取引金融機関
とのやりとりをもっとス
ムーズにしたいんだけど…

A

福岡県信用保証協会では、中小企業の皆
さまの経営をサポートすることを目的とし
て、「**専門家派遣事業**」を行っています。
経験豊富な中小企業診断士等の専門家
が中小企業の皆さまの事業所等にお伺
いし、経営改善計画の策定支援・実現支
援などを行います。なお、専門家派遣に
かかる費用の一部を福岡県信用保証協
会が補助しています。
また、バンクミーティングの開催により、
複数の取引金融機関との意見調整によ
る資金繰り支援も行っています。
ぜひご活用ください。



専門家派遣事業一覧

事業名	経営診断サービス	ふくおかサポート会議における 専門家派遣事業		経営改善計画 策定サポート事業
		計画策定支援	実現支援	
派遣専門家	中小企業診断士	各種専門家 (公認会計士、税理士、中小企業診断士、 社会保険労務士等)		中小企業診断士
派遣回数	3回	5回		派遣回数に制限なし 【計画策定後は、 3年間(年2回)の フォローアップ】
企業のご負担額	無料	55,000円		120,000円
支援内容	現状分析と 簡易診断	経営改善計画の 策定支援	経営改善計画の 実現支援	経営改善計画の 策定支援、及び 策定後の実現支援 (年2回、3年間)
対象者	福岡県信用保証協会 の保証利用者	福岡県内の中小企業者		福岡県信用保証協会 の保証利用者

□…ふくおかサポート会議

ふくおかサポート会議は、福岡県中小企業経営強化支援協議会のもと、経営改善に積極的に取り組む中小企業者に対して、参加機関が相互に連携した経営支援を行うことにより中小企業の経営強化を図ることを目的として設立されました。

具体的な支援としては、専門家派遣による経営改善計画の策定支援・実現支援や、複数の金融機関との意見調整による資金繰り支援(バンクミーティングの開催)を行っています。

上記の他にも、創業者を対象とした「専門家派遣事業」も行っています。
詳しくは、「つかえるブック(創業編)」をご覧ください。

専門家派遣事業に関するお問い合わせ先
保証統括部 経営支援統括課 0120-112-249
受付時間：平日午前9時～午後5時

※第1、第3火曜日(祝日の場合は翌営業日)は午後7時30分まで受付



万が一や将来の不安に備えておきたい方へ 「団体信用生命保険」



Q

返済期間が長くとれる長期資金は、月々の返済負担が少なくて魅力的だけど、10年～15年先の健康状態なんてわからないし、不安だなあ。万が一のとき、家族に迷惑がかからないようにしたいんだが…

A

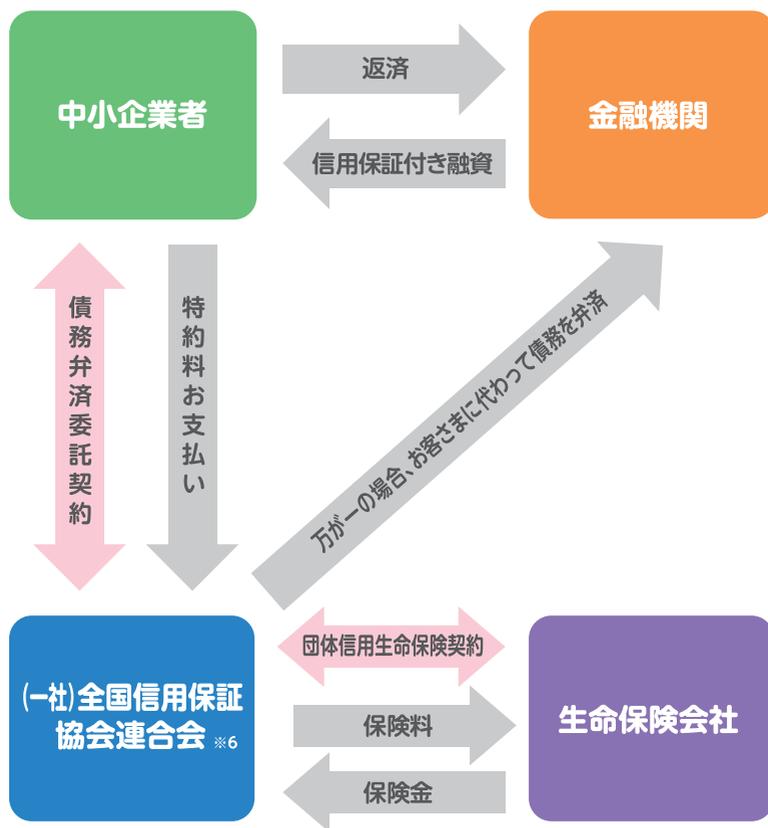
そんなときには、信用保証協会の「**団体信用生命保険制度(略称:団信)**」のご利用を検討なさいませんか。

この「団信」は、もしもの場合、皆さまの事業を安定して継続し、経営者のご家族にも負担がかからないようにする“万が一の備え”となる制度です。

福岡県信用保証協会では、「団信」をプラスワン・サービスと考えており、加入の有無が審査へ影響を及ぼすことはありません。



「団体信用生命保険」のしくみ



「団体信用生命保険」制度とは…

信用保証付き融資を受けられた個人事業主、または法人代表者の方がその債務を完済する前に死亡、または高度障害となった場合、保険金をもとに債務を弁済する制度です。

※6 (一社)全国信用保証協会連合会

全国の信用保証協会を会員とし、保証業務支援機関として信用保証協会法第37条第1項に基づく指定を受けている一般社団法人です。

※加入には各種条件があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

最寄りの相談窓口のご案内

●本所

〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

●保証統括部

経営支援統括課(お客様相談窓口)

TEL.092-415-2604 FAX.092-415-2618

お客様相談フリーダイヤル ☎ 0120-112-249

●本所営業部

業務区域

福岡市(博多区・東区)、大野城市、春日市、筑紫野市、
太宰府市、宗像市、福津市、古賀市、那珂川市、糟屋郡

保証1課(お客様相談窓口)

TEL.092-415-2603 FAX.092-415-2616

保証2課(お客様相談窓口)

TEL.092-415-2601 FAX.092-415-2616



●大濠支所

〒810-0055 福岡市中央区黒門2番28号

業務区域

福岡市(中央区・城南区・南区・早良区・
西区)、糸島市

保証1課(お客様相談窓口)

TEL.092-734-5923 FAX.092-734-5619

保証2課(お客様相談窓口)

TEL.092-734-5924 FAX.092-734-5628



●北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館4F

業務区域

北九州市、行橋市、豊前市、中間市、
遠賀郡、京都市、築上郡

保証1課(お客様相談窓口)

TEL.093-551-2635 FAX.093-522-4754

保証2課(お客様相談窓口)

TEL.093-551-2634 FAX.093-522-4754



福岡県信用保証協会の

ホームページでも、

各種制度についてご案内しています。 <http://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

福岡県信用保証協会

検索



●久留米支所

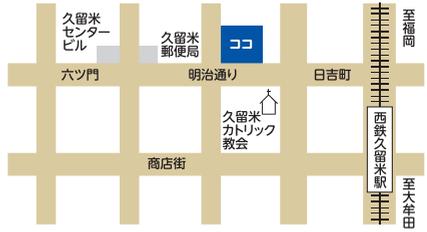
〒830-8691 久留米市日吉町24番地24

業務区域

久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡

保証課(お客様相談窓口)

TEL.0942-38-1022 FAX.0942-38-1025



●筑豊支所

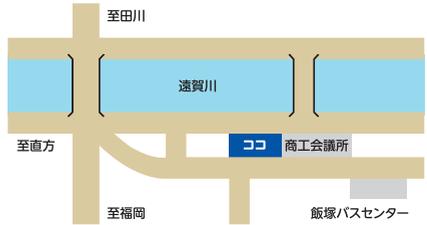
〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所5F

業務区域

飯塚市、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡

保証・経営支援課(お客様相談窓口)

TEL.0948-22-3585 FAX.0948-29-4927



●大牟田支所

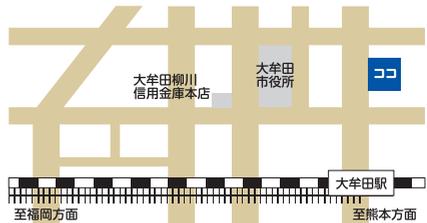
〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3番地4 太陽生命大牟田ビル6F

業務区域

大牟田市、柳川市、みやま市

保証・経営支援課(お客様相談窓口)

TEL.0944-52-6011 FAX.0944-51-3419



お近くの
相談窓口を
ご利用ください。



本書に関するお問い合わせ先：本所保証統括部保証企画課 092-415-2609

※信用保証のご利用にあたっては、金融機関ならびに福岡県信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

※保証のご利用にあたっては、信用保証料以外の手数料、用紙料等は一切必要ありません。金融融資業者等の第三者が保証申込にあたって不正に手数料、賛助金、入会金等を要求する事例が発生しておりますので、ご注意ください。また第三者の介入・介入が発見された場合は、保証申込をお断りいたします。



福岡県信用保証協会

平成31年2月発行
発行・編集 福岡県信用保証協会
保証統括部